

◎佐賀県条例第3号

佐賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等（<u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。</u>以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(7)・(8) 略 （他の制度等との調整）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この章の規定は、第1項各号に規定する個人情報を除き、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）その他の法律の規定により、同法第4章の規定が適用されない個人情報については、適用しない。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社等（<u>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項に規定する土地開発公社、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第1条に規定する地方住宅供給公社及び地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条に規定する地方道路公社をいう。</u>以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。</p> <p>(7)・(8) 略 （他の制度等との調整）</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この章の規定は、第1項各号に規定する個人情報を除き、<u>個人情報の保護に関する法律その他の法律の規定により、同法第5章第4節の規定が適用されない個人情報については、適用しない。</u></p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。